

吹田市公告第471号

山田佐井寺岸部線高木剪定業務に係る電子入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年8月18日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名称 山田佐井寺岸部線高木剪定業務
- 2 業務場所 吹田市山田西2丁目地内ほか
- 3 履行期間 令和8年9月18日 から 令和8年10月30日まで
- 4 業務種類(工種) 造園
- 5 業務概要 山田佐井寺岸部線高木剪定業務
- 6 予定価格 事後公表とする。
- 7 最低制限価格 事後公表とする。(なお、最低制限価格算出基礎額は「吹田市工事請負契約等に係る発注要領」(令和8年4月1日改正)で規定する工事に準じ、最低制限価格の調整は行うものとする。)
- 8 入札回数 1回
- 9 入札保証金 吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除
- 10 契約の保証 契約金額の10%以上
- 11 支払条件 (1) 前払い無し
(2) 部分払い無し
- 12 契約不適合責任期間 無し
- 13 入札参加資格 以下に掲げる要件を全て満たしていること。
 - (1) 吹田市制限付一般競争入札 共通入札説明書(以下「共通入札説明書」という。)及び吹田市土木部電子入札心得書(以下「電子入札心得書」という。)で示す資格要件を全て満たしていること。
 - (2) 市内事業者(本市の入札参加有資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に市内本店で登載されている者)で参加希望業種(工種)の希望順位1位が造園であり、かつ本市の資格者名簿に登載後、公告日において1年を超えている者であること。
 - (3) 次のア又はイに該当する者を主任技術者として配置できること。

なお、入札参加資格確認申請日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的に雇用関係を有している者で、いずれも他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めないものとする。

ア 2級造園施工管理技士以上の有資格者である者

イ 本案件と同一の業種で10年以上の実務経験のある者（ただし、建設業法で定める造園工事業の指定学科を卒業した者については、その要件に準じた実務経験のある者とする。）

（4）現場代理人（兼任可）を配置できること。

ア 入札参加資格確認申請日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的に雇用関係を有している者で、いずれも他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めないものとする。

イ 現場代理人を兼任する場合は、兼任する業務の請負金額の合計が4,000万円未満であり、かつ件数の合計が4件以下とする。ただし、請負金額の合計及び件数は、土木部以外に吹田市が発注する他の工事等も含むものとする。

（5）本市（土木部総務交通室）が公告する本案件と同一の業種の一般競争入札案件（電子入札案件を含む。）で、令和8年度中に落札（落札候補者を含む。）した件数が、本件の落札候補者決定時において、3件未満である者であること。ただし、受注件数の制限の対象外とした案件は除くものとする。

14 入札参加資格確認申請及び結果

（1）申請受付期間

令和8年8月19日（水）午前9時から

令和8年8月27日（木）午後5時までのシステム稼働中

なお、申請の際は「入札参加資格確認申請に係る添付資料」を添付すること。

（2）結果通知日

令和8年8月28日（金）

15 設計図書等の交付方法

システムからダウンロードすること。

16 質疑及び回答

（1）質疑受付締切日時

令和8年8月20日（木）午後5時まで

（2）回答掲載開始日時

令和8年8月27日（木）以降

17 入札書の提出及び開札

(1) 入札書受付期間

令和8年9月2日(水) 午前9時から

令和8年9月3日(木) 午後5時までのシステム稼働中

なお、入札の際は、「積算内訳書(入札参加者用)」を添付すること。

(2) 開札日時

令和8年9月4日(金) 午前9時30分以降

(開札は、公告番号順に行う。)

18 事後審査

落札候補者に対しては、本市土木部総務交通室から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年9月7日(月) 正午まで

(2) 提出書類

ア 配置予定技術者の資格者証の写し又は本案件と同一の工種で10年以上の実務経験のある者であることが確認できるもの。

イ 配置予定技術者及び現場代理人を直接雇用していることが確認できるもの。

ウ 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書。

19 その他

入札参加者は、この要領のほか、システムに添付している「共通入札説明書」及び「電子入札心得書」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

20 問い合わせ先

吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市土木部総務交通室(吹田市総合防災センター7階)

電話(直通) 06-6872-1651